

～認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます～

<減額の対象となる住宅の要件>

- ・新築時期が、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和4年3月31日までに新築されたもの
- ・同法の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして、行政庁の認定を受けて新築された住宅であること
- ・床面積 専用住宅の場合・・・50㎡以上280㎡以下
一戸建て以外の専用住宅で貸家住宅の場合・・・40㎡以上280㎡以下
併用住宅の場合・・・居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

<提出していただく書類・提出期限及び提出先>

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書（市役所課税課窓口配置）
- ・認定長期優良住宅であることを証明する書類（認定通知書）
- ・新築した翌年の1月31日までに市役所課税課へ申告してください

<減額される範囲及び期間>

- ・床面積が120㎡以下の場合は2分の1、120㎡を超え280㎡以下の場合には120㎡相当部分について2分の1（120㎡を超える部分は減額されません）
- ・3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は新築後7年間、それ以外の住宅は新築後5年間

お問い合わせ先：八街市役所 総務部 課税課 資産税班 TEL043-443-1116